**実地指導における主な文書指摘事項からの周知**

資料　2

実地検査において文書指摘が多い項目についてまとめました、参考にしてください。

**1．事故発生時の対応**

指摘・指導例

**事故防止への取組が不十分**

例－事故対応マニュアル・緊急連絡先(管理者、従業者の連絡網)が作成されているが、医療機関や行政機関(東京都や江戸川区)への連絡が含まれていない。

→事故が実際に発生した場合、事故の規模にもよりますが、内部で処理する　だけでなく行政機関への連絡が必要となります。都道府県、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。

根拠　東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(※)第50条、第76条(第50条準用)

※以下（都条例）と表記します。

**2．掲示**

指摘・指導例

**運営規程・従業者の勤務体制・協力医療機関・重要事項説明書が、外来者が見やすい位置に掲示されていない。**

例‐事業所に掲示されているが、事務スペースに掲示している。見やすい位置に掲示しているが、自由に取り出せる状態では無い。

→運営規程・従業者の勤務体制・協力医療機関・重要事項説明書は外来者が　　見やすい位置や相談スペースに掲示もしくはファイリングしなければなりません。

根拠　都条例第41条、第76条(第41条準用)

**3．障害児通所給付費の返還**

指摘・指導例

**定員超過利用減算・児童発達支援管理責任者欠如減算・個別支援計画未作成減算・児童発達支援管理責任者専任加算・指導員加配加算・送迎加算等、加算又は減算を適切に算定していない。**

例‐個別支援計画未作成減算

　①事業所間で個別支援計画を使い回し、新しい個別支援計画を作成していなかった。

　→事業所を変更した際には、個別支援計画を新しく児童発達支援管理責任者が作成しなければなりません。

②個別支援計画が作成されているが、利用者やその家族からの文書による署名捺印による同意を受けていなかった。

→個別支援計画は、利用者やその家族からの同意を受けてから成立する書類となります。

根拠　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準　第1　1注3、第3　1注5

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定実施上の留意事項について　第二の1(7)

例‐指導員加配加算

　常勤換算では要件を満たしているが、サービス提供時間に指導員等の頭数3人満たしていない日があった。

　→常勤換算で要件を満たすだけでなく、サービス提供時間は指導員等を3人以上配置することが必要です。

根拠　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準　別表第1　1注8、別表第3　1注8　　　　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について　第二の2(1)④、第二の2(3)③

　　　東京都による指導

例‐送迎加算(放課後等デイサービスのみ)

　車両による送迎を行っていたが、個別支援計画に送迎が必要な理由を記載していなかった。

→放課後等デイサービスの送迎加算については、学校から事業所への送迎を　行った場合は以下のいずれかに該当し、それが個別支援計画に記載されている場合算定することが出来る。保護者等が就労等により送迎ができない場合であって

①スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施出来ない場合。

②スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。

③就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。

④その他、市町村が必要と認める場合。

根拠　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準　別表第1　11、別表第3　9

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ問109

　　　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について　第二の2(1)⑭、第二の2(3)⑪

**4．障害児通所給付費の額に係る通知**

指摘・指導例

**法定代理受領額通知を未通知**

例‐利用者負担額については、請求書を発行しているが、給付費を受領した際に利用者へ通知することを知らなかった。

→法定代理受領により区市町村から障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該給付費の額を通知してください。

根拠　都条例第29条第1項、第76条(第29条第1項準用)

**5．非常災害対策**

指摘・指導例

**定期的な避難訓練の実施**

例‐職員向けの防災・避難訓練は、実施しているが、利用者向けの訓練については、実施していなかった。避難訓練を実施しているが、記録を残して無いため、詳細についてはわからない。実施しなければならないことを、知らなかった。

→非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練等の必要な訓練を行　う必要があります。行った際は訓練の実施内容（実施日、参加者（従業者、利用者）、災害の設定内容、避難先等）を記録し、次回の訓練の参考にしてください。

根拠　都条例第51条、第76条(第51条準用)

**6．人員基準**

指摘・指導例

**10：2の利用定員・人員配置の遵守**

例‐営業時間に指導員等を2名以上配置していない。定員10名だが、特に理由も無く11名以上利用している日があった。減算がかからなければ利用者を受け入れて良いと思っていた。

　→基準人員の配置は営業時間中、配置が必要です。定員超過利用減算にならない範囲であれば児童を受け入れられることではありません。災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を遵守してください。

根拠　都条例第5条、第7条、第14条、第38条、第71条、第72条(第7条準用)、第76条(第14条及び第38条準用)

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第3条、第18条

**7．秘密保持等**

指摘・指導例

**秘密情報の保持に関する誓約書・個人情報使用同意書**

例‐就業規則に従業者の秘密保持義務について記載されているが、従業者から秘密情報の保持に関する誓約書を受領していない。利用者からホームページへの写真掲載についての同意書を受領しているが、個人情報使用同意書を受領していない。個人情報使用同意書を受領しているが、個人情報の内容が利用者のみで、家族の情報についての記載が無い。

　→従業者から秘密情報の保持に関する誓約書を受領してください。利用者の家族情報を外部に提供する場合は、同意書に家族情報を提供することを記載して、同意を得る必要があります。

根拠　都条例第45条、第76条(第45条準用)